

# 広 告

企画制作・お問合せ先  
日経エージェンシー  
TEL.03-5259-5430

## 円滑な事業承継には自社株の贈与税対策が必要 専門家に相談して税負担の軽減制度を活用しよう

### 自社株の生前贈与に関する制度の使い分け方

暦年贈与	会社の株価が安定していて急激な上昇が見込まれない場合で相続開始までに時間的余裕があると見込まれるケースや後継者が決まっていなかったケースなど
相続時精算課税	会社の株価が上昇傾向にあり、かつ、後継者は決まっているが、相続税の納税が見込まれないケースなど
事業承継税制	会社の株価が上昇傾向にあり、かつ、後継者が決まっており、事業承継の時期に来ているケースなど

出所:中小企業庁「経営者のための事業承継マニュアル」

中小企業の経営者は高齢化している。なんの準備もないままオーナー社長に万が一のことがあると、会社が存続できずに従業員が職を失うことも起こりうる。コロナ後は世の中が大きく変わると見込まれる中、それに対応できる人材に早めに対策を講じておくことも考える必要がある。中小企業が生き残っていくには、手遅れにならないうちに後継者を決め、事業承継計画を立てて、それを実行していくことが欠かせない。

しかし、非上場会社の株式は評価額が高いことが多く、後継者に生前贈与すると贈与税の負担が生じるため、それに対する対策を考えなければならぬ。一人が年間110万円の基礎控除(非課税枠)を超える贈与を受けると、超えた金額に応じた贈与税がかかる。贈与税の最高税率は55%なので、自社株をまとめて贈与すると税の負担が非常に重くなる。後継者に基礎控除の範囲内の贈与を毎年行う「暦年贈与」なら贈与税はかからないが、全株式を移転するまでに長い年数を要する。精算課税・納税猶予で税負担が軽減される。そこで「相続時精算課税制度」を利用することが考えられる。60歳以上の父母または祖父母から20歳以上の推定相続人または孫に対して、累計で2500万円までの財産を非課税で贈与でき、それを超過した部分には一律20%が課税される仕組みだ。金銭のほか、株式、不動産なども対象で、何回かに分けて贈与することもできる。贈与した人が亡くなったとき、この制度を使って贈与した財産は相続税の課税対象となるため、相続税の負担を抑えることができる。

この制度を使って贈与税がゼロになる場合でも、最初の贈与の際に贈与税の申告が必要なことと、この制度を選択すると同じ贈与者からの暦年贈与は受けられなくなる点には注意が必要だ。中小企業の事業承継を支援するために、自社株の贈与税負担を軽減する事業承継税制も設けられている。経営者が後継者に自社株を贈与する場合、いくつかの条件を満たすと一定範囲までの贈与について贈与税が猶予される仕組みだ。23年3月までに都道府県に特例承継計画を提出するなどの要件を満たせば、全株式について贈与税が猶予される特例もある。

専門家に相談して制度を活用する。相続時精算課税制度を利用してどの程度節税効果があるかは、オーナー社長の財産の状況による。納税猶予を受けるには、経営革新支援機関に認定された税理士法人等の指導・助言が必要だ。こちらの制度も、活用するには事業承継に詳しい専門家のアドバイスが必要になる。

事業承継のプランニングは早いほどよい。コロナ感染症予防も踏まえ、ウェブ会議システムなどを使って早めに専門家に相談することが大切だ。

# 事業承継税制プロフェッショナル 税理士30選 Vol.06

新型コロナウイルスの感染が再び広がり始めている。日常生活は元に戻らず、経済活動の低迷はしばらく続きそうだ。だが、事業承継の観点から見ると、株価の下落や一時的な利益の減少は自社株評価を下げることにつながるため、後継者へ自社株を引き継がせる好機といえる。事業承継の知識や実務経験の豊富な税理士などに相談して、円滑な事業承継による中小企業の存続・発展を考えてみてはどうだろうか。

この制度を使って贈与税がゼロになる場合でも、最初の贈与の際に贈与税の申告が必要なことと、この制度を選択すると同じ贈与者からの暦年贈与は受けられなくなる点には注意が必要だ。中小企業の事業承継を支援するために、自社株の贈与税負担を軽減する事業承継税制も設けられている。経営者が後継者に自社株を贈与する場合、いくつかの条件を満たすと一定範囲までの贈与について贈与税が猶予される仕組みだ。23年3月までに都道府県に特例承継計画を提出するなどの要件を満たせば、全株式について贈与税が猶予される特例もある。

この制度を使って贈与税がゼロになる場合でも、最初の贈与の際に贈与税の申告が必要なことと、この制度を選択すると同じ贈与者からの暦年贈与は受けられなくなる点には注意が必要だ。中小企業の事業承継を支援するために、自社株の贈与税負担を軽減する事業承継税制も設けられている。経営者が後継者に自社株を贈与する場合、いくつかの条件を満たすと一定範囲までの贈与について贈与税が猶予される仕組みだ。23年3月までに都道府県に特例承継計画を提出するなどの要件を満たせば、全株式について贈与税が猶予される特例もある。

この制度を使って贈与税がゼロになる場合でも、最初の贈与の際に贈与税の申告が必要なことと、この制度を選択すると同じ贈与者からの暦年贈与は受けられなくなる点には注意が必要だ。中小企業の事業承継を支援するために、自社株の贈与税負担を軽減する事業承継税制も設けられている。経営者が後継者に自社株を贈与する場合、いくつかの条件を満たすと一定範囲までの贈与について贈与税が猶予される仕組みだ。23年3月までに都道府県に特例承継計画を提出するなどの要件を満たせば、全株式について贈与税が猶予される特例もある。

この制度を使って贈与税がゼロになる場合でも、最初の贈与の際に贈与税の申告が必要なことと、この制度を選択すると同じ贈与者からの暦年贈与は受けられなくなる点には注意が必要だ。中小企業の事業承継を支援するために、自社株の贈与税負担を軽減する事業承継税制も設けられている。経営者が後継者に自社株を贈与する場合、いくつかの条件を満たすと一定範囲までの贈与について贈与税が猶予される仕組みだ。23年3月までに都道府県に特例承継計画を提出するなどの要件を満たせば、全株式について贈与税が猶予される特例もある。

高野総合グループ  
税理士法人  
**高野総合会計事務所**

高野総合会計事務所は、1975年の創業以来、「信頼・信用・信義」の経営理念の下、個人資産部門、法人部門、FAS部門の3部門の総勢90名を超える専門家集団(内、税理士29名、公認会計士13名)です。3部門連携し高度なサービスを提供致します。

【設立】1975年 【所属】東京税理士会 日本橋支部 【法人番号】第2134号  
【支部】千葉  
【代表】総括代表 公認会計士 税理士 高野 角司

税理士法人 高野総合会計事務所  
【本部】〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目1番3号 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階  
TEL.03-4574-6688 <http://www.takanosogo.com>

会社の事業承継は個人の相続と同様に早くから対策をすることが大切です。当法人では事業承継に絡む各税目に強みを持った専門家集団が、豊富な経験とノウハウを活かして、横断的にお客様の発展的な未来のためのご提案をしております。

【設立】1990年 【所属】東京税理士会 京橋支部 【法人番号】第704号  
【部門】株価対策支援グループ シニアマネージャー 税理士 社会保険労務士 尾崎 徳太郎

銀座K.T.C税理士法人  
【本部】〒104-0061 東京都中央区銀座7-14-13 日土地銀座ビル3階  
TEL.03-3541-2958 <http://www.kctax.com>

ランドマーク税理士法人  
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

税制改正で大きく変わった事業承継税制。事業を次世代へスムーズに移転させるには会社のことだけではなく、個人の相続もあわせて考えたスキームを計画的に実行していくことが大切です。事業承継と相続に強いランドマーク税理士法人にご相談ください。

【設立】1997年 【所属】東京地方税理士会 横浜中央支部 【法人番号】第1606号  
【支部】丸の内、新宿、池袋、町田、みなとみらい、横浜駅前、横浜緑区、川崎、登戸、湘南台、朝霞台 【代表】代表社員 税理士 清田 幸弘

ランドマーク税理士法人  
【本部】〒220-8137 神奈川県横浜市みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー 37階  
TEL.0120-48-7271 <https://www.landmark-tax.com/>

F C M G  
FUJII CONSULTING  
MANAGEMENT GROUP

アタリに時間を掛け、お客様の想いを的確に把握し、承継者にとって「最良の相続」をご提供いたします。医療・福祉・農業などの専門分野でも、蓄積されたノウハウと最新情報で対応。財産評価や相続シミュレーションなどで万全な事前対策を提案します。

【設立】1978年  
【所属】関東信越税理士会  
代表 税理士 藤井 康典

株式会社藤井経営/藤井会計事務所  
【本部】〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町3220  
TEL.0270-25-7696 <http://www.fcmg.co.jp>

現在の厳しい社会情勢の下、事業承継に関してオーナー様個人の資産承継を併せて検討することが、より重要になっています。税理士法人レガシィでは、50年以上の相続・事業承継に関する日本最大級の実績をもとに、オーナー様の思いに寄り添ったお手伝いを致します。

【設立】1964年 【部門代表】代表社員パートナー 公認会計士 税理士 天野 大輔  
【所属】東京税理士会 麹町支部  
【法人番号】第378号

税理士法人レガシィ  
【本部】〒100-6806 東京都千代田区大手町1-3-1 J人ビル  
TEL.03-3214-1717 <https://legacy.ne.jp>

大きく緩和された事業承継税制は、生前の株式承継のみならず個人の相続や会社の経営にも影響を与えるため、綿密な計画が必要です。当事務所では、お客様それぞれのニーズに合わせた事業承継の形を提案し、スムーズな事業承継が行えるようサポートしております。

【設立】1997年 【代表】代表社員 公認会計士 税理士 渡邊 芳樹  
【所属】東京税理士会 麻布支部  
【法人番号】第733号 【支部】麹町、大阪

税理士法人渡邊芳樹事務所  
【本部】〒107-0052 東京都港区赤坂7-6-15 赤坂ロイヤルビル501  
TEL.03-5575-8270 <https://www.crowe.com/jp>

事業承継、M&A、相続に特化したアドバイザーファームです。お客様の問題を解決する最適解を提供致します。税務調査対策、セカンドオピニオンサービスのほかに、相続税贈与税が猶予される新事業承継税制への対応・支援もご致しますので、お気軽にご相談ください。

【設立】2013年 【代表】公認会計士 税理士 仙石 実  
【所属】東京税理士会 麻布支部  
【法人番号】第2852号

南青山税理士法人  
【本部】〒107-6030 東京都港区赤坂1-12-32 アークビル30F  
TEL.03-6459-1672 <http://minami-aoyama.jp/>

事業承継・相続のプロフェッショナルとして、企業オーナーの方々に、経営・財務、後継者、税制改正等を考慮したオーダーメイドのサービスを提供しており、事業承継税制を中心とした親族内承継や、幹部へのMBO、M&Aまで、ワンストップで対応しています。

【設立】2012年 【代表】代表社員 税理士 前田 聡  
【所属】東京税理士会 麹町支部  
【法人番号】第3778号

税理士法人OAK  
【本部】〒102-0073 東京都千代田区九段北1-5-9 九段誠和ビル5F  
TEL.03-3237-1266 <http://oak-c.co.jp>

COMPASSO  
100年続く企業と共に。

【設立】1968年 【所属】東京税理士会 渋谷支部 【法人番号】第707号  
【支部】練馬、高田馬場、東京多摩、川崎、横浜青葉、川越、千葉流山、千葉旭  
【代表】代表社員 税理士 若林 昭子

コンパッソ税理士法人  
【本部】〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-10-5 渋谷プレイス9F  
TEL.03-3476-2233 <https://compasso.jp>

中部地区を中心に資産税対策を数多く手掛けております。最新の税法や会社法を駆使した事業承継対策をオーダーメイドでご提案いたします。持株会社の設立から特例事業承継税制の活用まで事業承継のプロ集団が丁寧に対応しております。

【設立】2011年 【代表】代表社員 税理士 小栗 悟  
【所属】名古屋税理士会 中支部  
【法人番号】第2454号 【支部】岐阜本部

税理士法人オグリ  
【名古屋本部】〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-16-15 名古屋フコク生命ビル6F  
TEL.052-222-1600 [www.otc-oguri.com](http://www.otc-oguri.com)

経営者様の相続税対策、事業承継計画の立案・実行等を支援致します。事業承継という比較的長期にわたる重要な課題に対し、直接税理士が弁護士・

当法人は、相続・事業承継だけに特化せず、法人も得意とする二刀流の会計事務所です。事業承継でお悩みのオーナー様が安心して後継者に譲れるよ

brains group

「人生100年時代」と言われる超高齢社会に突入する中、複雑化する資産承継シナリオを複眼的な観点から構築することは納税者にとって大変重要。

「確かなノウハウ」がここにあります。事業を円滑に承継するためには、個人の相続対策も含めた総合的なコンサルティングが不可欠です。国税局資料調査